

住宅のエコリフォーム・良質な既存住宅の購入・エコ住宅の建替 ご検討の皆様へご案内

# 補助金の交付を受けられます

補助金交付申請期間：2017年8月1日～9月7日

※「住宅のエコリフォーム」「良質な既存住宅の購入」の申請受付が延長されました。「エコ住宅の建替え」受付は6月30日で終了しました。

住宅の「エコリフォーム」補助金限度額 **30万円/戸** (※耐震改修を行う場合は45万円/戸)

※次のすべての要件を満たす事が条件となります。

- ・自ら居住する住宅について施工者に工事発注してエコリフォームを実施すること。
- ・エコリフォーム後の住宅が耐震性を有すること。 ・事業者登録した日以降に工事着手すること。

**対象工事** ①～③のいずれか1つが必須、かつ①～③の補助額の合計が5万円以上。事務局に登録された商品を使うこと。原則として国の他の補助金制度との併用は不可。

## ① 開口部の断熱改修

ガラス交換・内窓設置・外窓設置・ドア交換

## ② 外壁・屋根・天井又は床の断熱改修

## ③ 設備エコ改修

エコ住宅設備のうち 3種類以上 を設置する工事  
 <エコ住宅設備>

太陽光利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、  
 高効率給湯器、節湯水栓

**+左記①～③のいずれかと併せて実施する以下の改修工事も対象**

### A. バリアフリー改修

(手すり設置、段差解消、廊下幅等の拡張)

### B. エコ住宅設備の設置

(事務局に登録された商品を使うこと)

### C. 木造住宅の劣化対策工事

(リフォーム瑕疵保険に加入するものが対象)

### D. 耐震改修

### E. リフォーム瑕疵保険への加入

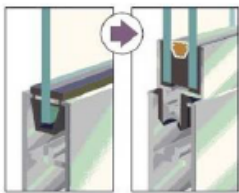
## ① 開口部の断熱改修

※ 管理組合が発注者である共同住宅(共用部分)のリフォーム工事として申請可能(内窓除く)

### ガラス交換

既存のガラスを複層ガラス等に交換

3,000円～8,000円



### 内窓設置

既存サッシの内側に樹脂製の内窓を設置

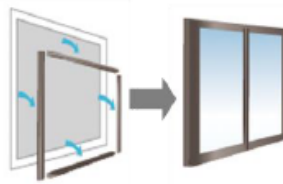
8,000円～20,000円



### 外窓交換

古いサッシを枠ごと取外し、新しい断熱窓を取り付け

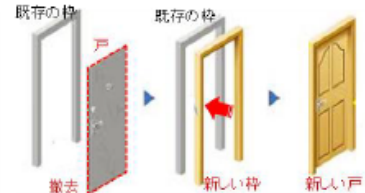
8,000円～20,000円



### ドア交換

古いドア・引戸を新しいドア・引戸に交換

20,000円、25,000円



※ 窓やドアのサイズによって、補助額が異なります。金額は全て補助額です。

## ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

※ 管理組合が発注者である共同住宅(共用部分)のリフォーム工事として申請可能

### 外壁の断熱改修

既存の外壁の断熱材を撤去し、敷込断熱等を施工

120,000円  
 (60,000円)



### 屋根・天井の断熱改修

既存天井の断熱材を撤去し、敷込断熱等を施工  
 既存天井をそのままに吹込断熱等を施工

36,000円  
 (18,000円)



### 床の断熱改修

床下・基礎に敷込断熱等を施工

60,000円  
 (30,000円)



床には畳床を含む

※断熱材を規定量以上使用する工事が対象。金額は全て補助額です、下段( )書きは部分断熱の場合の補助額。

### ③ 設備エコ改修（5種類のエコ住宅設備のうち、3種類以上を設置する工事）

#### 太陽熱利用システム

屋根に集熱器を設置し、  
軒先や屋内等に蓄熱槽を設置

24,000円



太陽光発電システム  
ではありません！

#### 高断熱浴槽

24,000円



#### 節水型トイレ

24,000円



#### 高効率給湯機

24,000円

- ・電気ヒートポンプ給湯機（IJCコート）
- ・潜熱回収型ガス給湯機（IJCジョーズ）
- ・潜熱回収型石油給湯機（IJCフィール）
- ・ガスエンジン給湯機（IJCウィル）
- ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）

#### 節湯水栓

3,000円

- ・台所水栓 「手元止水機能」又は「水優先吐水機能」
- ・洗面水栓 「水優先吐水機能」
- ・浴室シャワー水洗 「手元止水機能」又は「小流量吐水機能」（シャワーヘッドのみの交換は除く。）

※ 設備の種類に応じた額を補助（各1箇所のみ）。金額は全て補助額です。

## 良質な既存住宅の購入

補助金限度額

50万円/戸（※耐震改修を行う場合65万円/戸）

※次の要件をすべて満たす既存住宅の購入が対象。

- ・若者(40歳未満)が、自ら居住する住宅として既存住宅を購入するものであること。
- ・インスペクションが実施され、既存住宅売買瑕疵保険が付保されるものであること。
- ・補正予算成立日以降に売買契約を締結し、事業者登録日以降に、既存住宅の引渡を受けるものであること。

### ① インスペクション

依頼主に費用負担が生じるもの（自身が行うものは対象外）

### ② エコリフォーム

住宅のエコリフォーム①～③の対象工事に定める工事等

※ただし、リフォームの補助額の合計額が5万円以上であるもの

補助額 **1.インスペクション 5万円/戸**

**2.エコリフォーム エコリフォームに対する補助額に定める額**

## エコ住宅への建替について

補助金限度額 50万円/戸

（補助金の申請受付は6月30日で終了しました。）

※次の要件をすべて満たす住宅の建替えが対象。

- ・耐震性を有しない住宅等を除却した者(平成27年10月11日以前に除却したものは除く。)  
又は除却する者が、自己居住用の住宅として、エコ住宅を建築するものであること。
- ・事業者登録を行った日以降に、エコ住宅の建築工事に着手するものであること。